

ものづくり大学ガバナンスコードの自己点検評価（2024年度）

章タイトル	ガバナンスコード本文（Webサイトで公表）	実施状況の確認について （2025年3月1日現在）
第1章 私立大学の自主性・自律性 （特色ある運営）の尊重	私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。 私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。 ものづくり大学の設立準備段階の社会情勢においては、国内におけるものづくり産業の空洞化や、団塊の世代の定年退職による産業技術者の不足が予想され、改めてものづくりを基盤とする産業の重要性が見直され、ものづくりに対する教育環境を整備拡大していくことが必要不可欠とされていました。こうした状況において、「ものづくり基盤技術振興基本法（平成11（1999）年3月19日法律第2号）」第9条に基づいて策定された「ものづくり基盤技術基本計画」（平成12（2000）年9月）において、「ものづくり大学」設立に対する国の支援が明示されました。これらにより、国や本学の基本理念、使命・目的に賛同する地方自治体及び産業界からの支援を受け、産学官の連携協力により、時代と社会の要請にかなった大学として平成13年（2001）年4月にものづくり大学は開学しました。 今後とも、学校法人ものづくり大学及びものづくり大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。 また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。 1－1 基本理念 1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	「1-1基本理念」【適合している】 6つの基本理念を学内の会議室、教室、廊下等随所に掲示し、それに基づくテクノロジストの育成に教職員を挙げて取組んでいる。 「1-2教育と研究の目的」【適合している】 基本理念を実現するために、中長期経営計画（7年間）に基づく大学運営を推進している。第2次行動計画の検証を行い、第3次中長期経営計画（2024年度～2030年度）を策定した。中長期経営計画のもと、毎年度の行動計画を策定し、PDCAサイクルを適切に実施することに尽力している。この取り組みは、学長のリーダーシップのもと、教職員が協力し合い、全学的に行われている。

ものつくり大学ガバナンスコードの自己点検評価（2024年度）

章タイトル	ガバナンスコード本文（Webサイトで公表）	実施状況の確認について （2025年3月1日現在）
第2章 安定性・継続性 （学校法人運営の基本）	私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。 2－1 理事会 2－2 理事 2－3 監事 2－4 評議員会 2－5 評議員	「2-1理事会」「2-2理事」「2-3監事」「2-4評議員会」「2-5評議員」【適合している】 本学は、関係法令の改正を踏まえ、学校法人の寄附行為および諸規程を整備・改正し、これらの規定に基づいて運営を行ってきた。また、令和5年改正の私立学校法を踏まえ、寄附行為の改正を進めるとともに、コンプライアンス等に係る規程をはじめ、諸規程の制定、改正を進めてきている。本学の理事および評議員の構成については、外部有識者がそれぞれの定数の2/3を超えて参画しており（理事15人中12人、評議員33人中25人が外部有識者）、改正私立学校法施行後も、理事会、評議員会とも多様な外部有識者に参画いただくこととしている。2024年度においては、理事会（臨時を含め4回）、評議員会（3回）、理事・評議員による意見交換会（3回）を実施。理事会では規定により理事長が議長を務め、評議員会では評議員によって選任された評議員が議長となり、それぞれ議事運営を行っている。活発な審議および議論が行われる環境を整えている。 2022年度に受審した公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価では、理事会および評議員会の運営方法についての指摘があった。これを受けて、2024年度に改善報告書を提出し、その後、改善が承認された。 監事は毎年度、監査計画に基づいて監査を実施し、監査法人との定例的な意見交換を経て、監査報告書を理事会に提出している。この過程において、数十人の幹部教職員との面談や、理事会、評議員会、常任会、代議員会などの重要な会議への出席を通じて法人および大学の運営状況を把握し、法人および大学の適正な運営や大学における諸改革の推進に対して、必要に応じて意見を述べている。

ものづくり大学ガバナンスコードの自己点検評価（2024年度）

章タイトル	ガバナンスコード本文（Webサイトで公表）	実施状況の確認について （2025年3月1日現在）
第3章 教学ガバナンス （権限・役割の明確化）	学長の任免は、ものづくり大学学長選任規程に基づき、候補者を選考し、理事会の議を経て、理事長が任命することとしており、学校法人ものづくり大学及びものづくり大学組織規程において、「学則の定めるところに従い、大学の教学に関する事項を掌理し、教育職員を統督する。」としています。 私立学校法において、「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学長補佐、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。 3－1 学長 3－2 教授会	「3-1学長」【適合している】 理事会、評議員会には学長はじめ執行部から大学の運営状況や方向性等を報告し、直近の教授会等で理事会、評議員会での審議、議論の内容を公表、共有し、施策への反映へと生かせるようにしている。 学長の下で学部長、教務長、学科長、教養教育センター長、ものづくり研究情報センター長、図書館・メディア情報センター長、経営企画本部長、5人の学長補佐及び事務局幹部を中心とした執行部体制を整えている。経営企画本部、財務マネジメント、地域連携推進・渉外、自己点検評価の各室や、学長直属の経営戦略会議（常任会、中長期経営計画、情報基盤改革、休退学者対策、施設・設備計画の各部会）により学長のリーダーシップのもと、教職協働で大学の適正な運営や諸改革を進めている。また、教育カリキュラム改革や教養教育センターの取組みに加え、情報ネットワーク基盤および学内の情報システムの刷新をはかり運営を開始した。 社会と時代からの要請を踏まえ教育分野の再編に取り組むことを目指し、2023年度に「大学・高専機能強化支援事業」に応募した結果、選定されたことにより、新学科創生に向け具体的な準備を進めている。 「3-2教授会」【適合している】 学校教育法第93条に則り、学長に対して法令及び学内諸規程に定める事項の審議結果を具申する機関としての位置づけを明示しており、それに基づき毎月1回以上開催、運営をしている。教員人事や諸規程案については毎月1回程度開催する代議員会の審議を経て決定している。
第4章 公共性・信頼性 （ステークホルダーとの関係）	私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。基本理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。 4－1 学生に対して 4－2 教職員等に対して 4－3 社会に対して 4－4 危機管理及び法令遵守	「4-1学生に対して」【適合している】 3つのポリシーを2018年度から学修者の視点に基づいて改革し、明示している。それに従った入学試験、カリキュラムの提供、キャリア支援などの運営を行っている。2022年度から導入した新カリキュラムを推進し、教養教育センターによる2学科共通の教養教育において、各界で活躍する外部識者を講師として招くなど、新しい取り組みを進めている。新カリキュラムでは、学科ごとの各コースにおいて自身の将来像を明確にイメージできるよう、エデュケーショナル・ポリシーを定め、2022年度入学生から適用している。 新型コロナウイルス対策として開始した遠隔教育では、教養教育および専門教育において教育効果が高いと考えられる科目を選定し、継続実施している一方、本学の特長である実習や授業については、機械設備等の更新を通じて充実した教育を維持している。また、情報機器においては学生へのBYOD（Bring Your Own Device）の浸透により、不要となったPC教室を、新たに学生工房「MONO BASE」としてオープンした。MONO BASEは、開学20周年記念の寄付金を活用し、多くの企業や協力者からの寄付により、新しいデジタル型加工機等を集約し、「ものづくりを楽しみ、実感できる」というコンセプトのもと、両学科の学生が利用できるよう整備されている。 「4-2教職員等に対して」【適合している】 中長期経営計画や年度ごとの行動計画の明示、自己点検評価における行動計画のPDCAについての意見集約、FD、SD、FSDの実施等により、教職員が大学運営の方向性について共通理解できるよう努めている。

ものづくり大学ガバナンスコードの自己点検評価（2024年度）

章タイトル	ガバナンスコード本文（Webサイトで公表）	実施状況の確認について （2025年3月1日現在）
		「4-3社会に対して」【適合している】 本学は県内外の関係団体及び多数の企業と連携している。教育の特色である40日間の長期インターンシップは、これまでに約2,500社の協力を得て実現している。全国の企業や地域の関連団体との連携の場として、「ものづくり大学教育研究推進連絡協議会」や、埼玉県内の「ものづくり大学埼玉県地域連絡協議会」では、本学の教育やその他の活動について紹介し、意見交換を行い、その結果を本学の施策に反映させるよう努めている。 2024年度は、埼玉純真短期大学及び平成国際大学との三大学連携を一層強化するため、単位互換に関する協定を締結し、さらに、大学間連携として新たに城西大学と教育連携協定を結び、単位互換制度についての検討を進めている。高大連携協定に関しては、新たに10校との協定を締結し大学の幅広い教育の提供等の貢献をしている。 「4-4危機管理及び法令遵守」【適合している】 2024年度においては、危険物等取扱規則に基づく安全パトロールを実施し、毒物や劇物の把握およびその管理体制の確認を行った。また、大規模災害を想定した避難訓練では、従来の訓練からさらに誘導者の動きなどを可視化することにより、災害時における各自の役割を明確にしたほか、水害対策として防水板の設置訓練を行った。さらに、ウェブ上に公開されている相談窓口をコンプライアンス相談窓口とハラスメント相談窓口に分けることにより、より相談しやすい体制を整備した。
第5章 透明性の確保 （情報公開）	私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動について、透明性の確保にさらに努めます。 私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。 私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置づけとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適性性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。 5－1 情報公開の充実	「情報公開の充実」【適合している】 私立大学としての運営状況や実績をさまざまなステークホルダーおよび一般社会に広く周知するために、本学のウェブサイト、印刷物、各種メディアを通じて情報公開を行っている。特に、法令などにより定められたデータの公開、あるいはステークホルダーに対して迅速にお知らせすべき情報の公開については、本学のウェブサイトにおいて円滑に進めている。情報公開の充実を図るため、各種SNSの活用やメールマガジンの定期配信、ウェブマガジンの発信なども実施している。